

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会役員等の報酬規程

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条、定款第23条及び定款第24条に基づく評議員、役員、顧問、相談役の報酬等の基準、額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該の各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第17条による理事および監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 顧問、相談役とは、定款第24条による者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、また、評議員が評議員会以外の日において、会長の命を受けて法人及び法人運営のための業務にあたったときは、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。ただし、関係行政から選出される評議員には支給しない。

2 常勤役員に対しては、常務理事（常勤）の報酬等に関する規程に基づき支給する。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、また非常勤役員が理事会以外の日において、会長の命を受けて法人及び法人運営のための業務にあたったときは、別表に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、関係行政から選出される非常勤役員には支給しない。

4 顧問、相談役の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表に基づき支給する。

5 監事の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第V編 給与・福利厚生

第4条 前条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員、顧問、相談役がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 役員及び評議員の旅費については、本会事務局職員の支給額に準じて、会長がその都度定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

1. 平成30年11月27日 一部改正
2. 平成31年 3月28日 一部改正
3. 令和 5年 3月 8日 一部改正
4. この規程の改正条項は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表

役員名		報酬日額	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員		2,000円	10,000円以内	240,000円以内
会長		2,000円	144,000円以内	144,000円以内
副会長		2,000円	24,000円以内	72,000円以内
非常勤 役員	理事	2,000円	10,000円以内	150,000円以内
	監事 (学識経験)	2,000円	30,000円以内	30,000円以内
	監事 (公認会計士・税理士)	2,000円 (ただし、監事 会は30,000 円)	120,000円以内	120,000円以内
名誉会長・顧問・ 相談役		2,000円	10,000円以内	10,000円以内